



栃木県公報

令和5(2023)年
5月2日(火)
号 外
第36号

目 次

人事委員会

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第13号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月2日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>① 略</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 略</p> <p><u>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 <u>条例附則第2項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第2項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関して行う疫学的調査（新型コロナウイルス感染症の患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第11項に規定する無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）と直接面談の上行うものに限る。）の作業</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）からの検体の採取の作業</u></p> <p><u>(3) 患者等の移送の作業</u></p> <p><u>(4) 新型コロナウイルス感染症の患者の療養のための宿泊施設その他これに準ずる施設（以下「宿泊療養施設等」という。）において行う新型コロナウイルス感染症の患者の日常生活の支援又は健康管理の作業</u></p> <p><u>(5) 患者等と直接面談の上行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告又は新型コロナウイルス感染症の患者であって宿泊療養施設等に入所するものと直</u></p>

- 接面談の上行う当該入所についての説明の作業
- (6) 警察職員が行う次に掲げる作業
- ア 第7条第5号に掲げる業務に係る作業（新型コロナウイルス感染症の患者に対して行うものに限る。）
- イ 第7条第15号又は第20号に掲げる業務に係る作業（患者等に対して行うものに限る。）
- (7) 前各号に掲げる作業に相当すると人事委員会
が認める作業
- 3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当（条例
附則第2項の規定による防疫作業に従事する職員
の特殊勤務手当をいう。）の額は、従事した日1
日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、
当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号及び第2号の作業 4,000円
- (2) 前項第3号から第6号までの作業 3,000円
- (3) 前項第7号の作業 3,000円（同項第1号及
び第2号の作業に相当する作業に従事した場合
にあっては、4,000円）

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。